

特 記 仕 様 書  
(土木)

札幌市水道局給水部工事課

(誤)

#### 4 工事期間

通常工期：令和8年3月18日から令和10年3月6日まで（冬期日数278日）。

工期には施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

- (1) 着手準備期間 : 60日間
- (2) しゅん功準備期間 : 30日間
- (3) 雨天、休日等 : 259日間

休日とは、土日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇をいう。

#### 5 各種要領・制度等の対象について

本工事で対象とする要領・制度等は以下のとおりとする。

名称	対象	備考
札幌市水道局週休2日工事要領（土木工事）	対象	備考1
札幌市水道局版熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について	対象	
快適トイレ設置試行工事要領	対象	
工事現場の遠隔臨場に関する試行要領	受注者希望型 発注者指定型 非対象	備考2
札幌市水道局余裕期間制度（フレックス方式）要領	対象 非対象	
建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事試行要領	対象 非対象	備考3
中間技術検査	対象 非対象	備考4

##### 備考1

1. 本工事の当初予定価格は月単位の4週8休の達成を前提とした経費の補正を行っている。
2. 受注者は、完全週休2日（土日）または月単位の週休2日工事を実施する意向について、工事着手前に発注者と協議すること。なお、完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日工事を実施しない場合においても、通期の週休2日工事を実施しなければならない。
3. 工事管理室ホームページに掲載されているアンケート調査に協力するものとする。  
([http://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kantoku/kantoku\\_kensa.html](http://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kantoku/kantoku_kensa.html))

##### 備考2

1. 要領に基づき遠隔臨場を実施すること。
2. 本試行に要する費用については、設計変更の対象とし、費用の内訳がわかる見積書を提出のうえ、工事監督員と協議すること。なお、本試行に要する費用は、技術管理費に積み上げ計上する。また、従来の立会・確認に要する費用は、共通仮設費として率計上されているため、本試行にあたっては、従来の費用から追加で必要となる費用の積み上げとする。

##### 備考3

受注者は、建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用について、希望の有無を記載した工事施工協議簿を工事監督員に提出すること。なお、要領第4条2項の評価対象項目のうち1事業者登録について、元請企業が共同企業体である場合には、全ての構成員が事業者登録されていることを基準達成の要件とする。

##### 備考4

詳細は、別途監督員の指示による。

#### 4 工事期間

通常工期：令和8年3月24日から令和10年3月12日まで（冬期日数284日）。  
工期には施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

- (1) 着手準備期間 : 60日間
- (2) しゅん功準備期間 : 30日間
- (3) 雨天、休日等 : 259日間

休日とは、土日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇をいう。

#### 5 各種要領・制度等の対象について

本工事で対象とする要領・制度等は以下のとおりとする。

名称	対象	備考
札幌市水道局週休2日工事要領（土木工事）	対象	備考1
札幌市水道局版熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について	対象	
快適トイレ設置試行工事要領	対象	
工事現場の遠隔臨場に関する試行要領	受注者希望型 発注者指定型 非対象	備考2
札幌市水道局余裕期間制度（フレックス方式）要領	対象 非対象	
建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事試行要領	対象 非対象	備考3
中間技術検査	対象 非対象	備考4

##### 備考1

- 1. 本工事の当初予定価格は月単位の4週8休の達成を前提とした経費の補正を行っている。
- 2. 受注者は、完全週休2日（土日）または月単位の週休2日工事を実施する意向について、工事着手前に発注者と協議すること。なお、完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日工事を実施しない場合においても、通期の週休2日工事を実施しなければならない。
- 3. 工事管理室ホームページに掲載されているアンケート調査に協力するものとする。  
([http://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kantoku/kantoku\\_kensa.html](http://www.city.sapporo.jp/zaisei/kojikansa/kantoku/kantoku_kensa.html))

##### 備考2

- 1. 要領に基づき遠隔臨場を実施すること。
- 2. 本試行に要する費用については、設計変更の対象とし、費用の内訳がわかる見積書を提出のうえ、工事監督員と協議すること。なお、本試行に要する費用は、技術管理費に積み上げ計上する。また、従来の立会・確認に要する費用は、共通仮設費として率計上されているため、本試行にあたっては、従来の費用から追加で必要となる費用の積み上げとする。

##### 備考3

受注者は、建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用について、希望の有無を記載した工事施工協議簿を工事監督員に提出すること。なお、要領第4条2項の評価対象項目のうち1事業者登録について、元請企業が共同企業体である場合には、全ての構成員が事業者登録されていることを基準達成の要件とする。

##### 備考4

詳細は、別途監督員の指示による。